

犬を飼ったら

犬を飼ったときの手続き

生後90日以上の子犬を飼ったときは、狂犬病予防法により飼い主には「犬の登録」と毎年1回の「狂犬病予防注射」が義務付けられています。

また、犬が死亡したときや犬の所在地、飼い主に変更があったときには、それぞれ届出が必要となります。

犬の登録と狂犬病予防注射

犬の登録と狂犬病予防注射は、毎年6月中旬に各地区を巡回して実施します。詳しい日程については、時期が近づきましたら、広報誌やチラシ、ホームページで周知します。

- (1) 犬の登録料 3,000円（登録は、随時役場で手続きが可能）
- (2) 狂犬病予防注射料 3,040円

犬を飼ったときの注意事項

町では、条例に基づき麻酔銃による「野犬掃討」を実施しています。放し飼いになっている犬は、野犬や不要犬として処分される場合がありますので、注意してください。

当然、犬も動物ですからストレスが溜まり、それが「夜中に吠える」、「噛みつく」等の原因となることもありますので、ストレス解消に1日1回は適度な運動をさせてください。また、犬の散歩のときにはフンは必ず持ち帰り、道路などを汚さないよう気をつけましょう。

犬の飼い方についても、次のような決まりがあり、これを守らない飼い主は罰せられるとともに、飼い犬による被害や損害が生じたときには、飼い主が損害賠償責任を負うこととなりますので、放し飼いは絶対にやめてください。

2メートル以内の鎖でつなぎ、通行する人に接触しないようにすること

大型犬や、人を噛む癖のある犬は鍵のかかる「おり」の中で飼育するなど、人に危害を加えないよう注意すること

飼育場所は常に清潔にして、悪臭、ハエ等が発生しないようにすること

お問い合わせ

町民生活課環境生活係

01466-2-4621